

雜 錄

歐洲鋼鐵トラスト成立後報摘録 (其ノ二) (アイアンエンド、コールトレード、レヴュー10月8日版) トラストの本事務所をルクセンブルグに置きアルベツドの支配人代理メーリツシュ氏を監理者とする。

調印の遅れたるはベルヂュームが同國の生産割當月額 265,000 匁に對し 295,000 匁を主張せるが爲にして協議の結果同國は他の 4 國に對する總割當額 27,578,000 匁の 12.56% を參加率として認許さる事となれり。

今後の協定に於て 1 ケ年の總生産額を 30,600,000 匁迄に増加する場合はベルヂュームは尙 2.85% の參加率を増加さるゝものとす。而して各國の參加率は次表の如し。

ベルヂューム	12.56 %	フランス	31.19 %
獨逸	43.50 %	ルクセンブルグ	8.55 %
ザール各工場	4.20 %		

トラストの内容に關しては未だ公報なきも次の各項は契約中に挿入さるゝものと考へらる。

- 1、販賣豫定數量は毎年更新決定さる可き事。
- 2、1 ケ年 4 回 3 ケ月毎に實際販賣數量を調査する事。
- 3、割當以上の生産をなせる國には罰金を課する事とし其額は過剰生産 1 匁當り 4 弗とす。
各國は生産割當鋼塊 1 匁當り 1 弗をトラストの積立基金として納入する事。
或國の生産が其割當に當達せざる時は補償として不足額 1 匁に對し 2 弗を支給さるゝものとす。
- 4、決算は 1 年毎に行ひ殘餘を生ぜし時は參加率の割合を以て配當を行ふ。
- 5、積立基金として納入する 1 匁當りの金額は多數決により増額する事を得。
- 6、加盟國は他の加盟各國の國內市場を尊重する事。
- 7、ローレン及ザールより無税を以て獨逸へ輸入するコンチンゼントの確認佛國のローレン會社、及エイチ、ツー、ウエンデルは最近佛國側のメンバーとして加盟する事を承認せり。

チェツコ、スロバキヤ及ポーランドは以前にトラストに加盟す可く同意せるも巴里會議には參加せざりき而してこれ等の國に對する割當は將來協議に附す可く若干量を引當てられたり、而して目下チェツコ、オーストリア、ハンガリーをも該トラスト中に包含せしむ可き内相談進行中なるも正式の協議は今 10 月末開始さる可しと云へり。

ポーランドは最近チェツコ、スロバキヤの製鋼工場の屬領地の製鋼業者の互助に關し協議せり然れ共トラストとの協議はポーランドは單獨にて之に當りチェツコ、オーストリア、ハンガリーと聯合して團體交渉はなさざる可し。

生産額及割當額表

(單位千噸)

	獨逸	佛蘭西	ベルヂューム	ルクセンブルグ
1913年第1期	○9,467	△2,239	1,250	663
1925年第1期	6,833	3,567	1,455	1,012
1925年第2期	5,361	3,848	926	1,073
1926年上半期	5,294	4,061	1,382	1,081
1926年度				
1 月	789	661	116	174
2 月	814	630	167	170
3 月	947	726	261	196
4 月	867	683	268	181
5 月	900	667	272	170
6 月	977	694	298	190
7 月	1,019	718	304	191
8 月	1,141	704	310	184
1913年上半期月産平均	1,578	373	208	110
月産割當	1,000	717	290	196

(備考) ○印は 1913 年上半期にして戦前のもの

△印は佛蘭西戦前のものにして同國 1,925 年後のものはアルサス、ローレンを含む

割當比率に關しては年産總額 27,587,000 噸を基礎(恐らく今年第3期には之の量に達せん)とすれば獨逸 1,200 萬噸、佛蘭西 860 萬噸、ベルヂューム 347 萬噸、ルクセンブルグ 235 萬噸、ザール 155 萬噸となる可き筈なれ共實際の割當は上表の如く異れり。

此迄英國の所有せる市場に於ける販賣は本トラスト加盟者の自由競争に任ねらる可ければ各國は互に賣値を切下げ得んも過剰生産をなす時は罰金を課せらるゝ立場にあり斯の如き状態なるを以て世界市場全般に渡り完全に値段の協定をなす事は現今の所不可能なるのみならず英國製鋼業の作業復舊の躓は如何なる状態となる可きや豫斷を免さず。

大正15年11月 鐵鋼協議會譯

歐洲鐵鋼トラストの規約摘録 (スタールアイゼン10月21日版)

1. 加盟各國は粗鋼實産額 1 噸に付 1 ヶ月 1 弗を共同基金として積立つるものとす。

粗鋼と稱するはトーマス、ベツセマー、シーメンス、マルチン、坩堝、電氣爐其他總ての製鋼法を以て製造せる粗鋼を包含す、前記の金額は各國別の計算に預け入れらるゝものとす而して第1回の拂込は協約が效力を生じたる 2 ヶ月後 3 ヶ月拂の爲替手形を以て納入せしめ其後の拂込は其前月の分を翌月25日に 3 ヶ月拂爲替手形を以て納入せしむ

加盟國中法規により前記の條項によれる金額の全額或は1部の前拂をなし得ざるものある時は管理委員の認定せる銀行の保證によるか或は當該國內に所在する管理委員の認定せる銀行の預金勘定に現金を拂込み之に充つる事を得。

2. 共同基金は管理委員に於て保管す、管理委員會は 4 名よりなり獨逸、ベルヂューム、佛蘭西、ル

サンプルグの代表員より組織さる、尙右の外各國より各2人の副代表員を撰出し代表員不在なるか又は事故ある時は之を代理す。

管理委員長は1年交代とし各加盟國の代表員順次に就任す、管理委員會は本規約中に記載せる各項の規定を適用して事務を處理し共同基金に對する拂込金又は殘餘金の監督、使用並に保管に關する總ての權利を保有す。

3、管理委員會は第4條の規定により3ヶ月毎に各國の生産割當額を決定すこれは遅くとも次期3ヶ月間の最初の15日以内に決定するを要す、而して割當額は市場の豫想需用高に對し既に協定せる各國の割當比率を適用して決定するものとす。

4、各國の割當比率は全會一致にあらざれば變更するを得ず3ヶ月間の總生産豫定額並に夫れに依る各國の割當額は3/4の多數決を以て決定すその決定に際し各國は其割當比率に相當する投票權數を有す、若しこの際加盟國の一國が總投票數の1/4以上の權利を有する場合と雖も當該國以外の總ての國が一致せる時は之が決定權を有するものとす。

ザールは獨立の權利を有せず而して其投票數は獨逸、佛蘭西間に於て1/3、2/3の割合を以て分割さるゝ規定とす。

5、各國の粗鋼生産高は毎月合計して其國の割當額と比較するものとす。

6、若し或國の3ヶ月期間の生産高が同國の割當額を超過する場合は第一條による拂込金に關せず超過額1匁に付4弗の罰金を課し其金は共同基金に繰入るゝものとす。

7、若し或國の生産高が割當額に達せざる時は1匁に付2弗の割合を以つて生産不足額に對し補償金を基金中より交附す。而して補償金を受く可き不足額は當3ヶ月期間の該國割當額の10%以内とす、割當額に對する10%或は夫以上の生産不足が幾期間も繼續する時は補償金受取の權利ある額は3ヶ月毎に2%宛減低さるゝものとす、例へば補償を受く可き第2回目の3ヶ月期間に就ては10%以上の生産不足に對し割當額の8%の補償を受け其次の3ヶ月期間の夫に對しては6%の補償を受くるのみなり。

8、決算は各3ヶ月毎に行ふ、第6條及7條の規定に従ひ現金勘定をなす可き罰金、又は補償金は決算後直に決済するものとす、各年の終毎に共同基金は諸經費を差引き清算し其殘額を次の方法により各國に分配す。

1、殘額が第1條の規定に依り拂込まれたる金額の總和迄は其決算期間に於ける實際の生産量の比率に従ひ配當す。

2、其剩餘は其決算期間に於ける割當比率により配當す但し罰金を差引きたる殘餘ある場合に限る。

第1回の基金償還は1927年4月1日とす。

9、現行協定は1931年4月1日を以て終る、但し或國が1929年10月31日を以て本トラストを脱

退せんとする時は 1929 年 5 月 1 日迄に豫告すれば可なり、上記の場合には他の諸國も同日より其義務履行の責任なきものとす。

10、本協定は其存續中獨逸に輸入さるゝ鋼材の現行關稅率を引き上げざる事を原則とす、若し獨逸が關稅引上げを企つる場合は何時たりとも 8 ヶ月の猶豫期間を以て加盟國は協定放棄を豫告し得、又之により各加盟國は即時に自國の關稅に關して自由行動を採る事を得。

右の外通商條約の不備により加盟國中の一國が他の加盟國の總ての生産品に不利なる取扱をなしたりと云ふ確證を以て後者の政府が反對を唱ふる場合は本協定は 1929 年 4 月 1 日以後何時たりとも 3 ヶ月の期間を以て放棄を豫告し得。

11、或會社又は或コンツエルンが他國內に生産所を所有し又は營業する場合は其會社又はコンツエルンに其國の割當額を讓渡する事を得、但し所有とは當該生産所の資本の最低 4 割を所有する事により斯く見做す、この種の交換をなすには豫め委員會に届出づるを要す、而して交換は次の決算期間の初期に始まり、少くとも其期間中存續するを要す。

12、1927 年 4 月 1 日現在に於てルクセンブルグが年産 136 萬噸に相當する割當を得る程度に全消費高が増加せざりし時又は 1929 年 4 月 1 日現在に於て同國が年産 248 萬噸を得る程度に右額が達せざりし時は同國は其生産割當決定通知を受けたる後 1 ヶ月以内に 3 ヶ月期間を附して脱退を豫告する權利を保有す、其場合は他の加盟國も即時に脱退することを得。

(上記の條件附にて下の脱退權を認むる事とせり)

(1) アルベツト會社は 1927 年 4 月 1 日現在の同社の生産額が 1926 年の初 3 ヶ月期間の同社生産額を基礎とし其後毎 3 ヶ月期間に 5 萬噸宛増産累進せる額に達する事を條件とす。

(2) ハヂール會社に關するものは右條項の 5 萬噸を 3 萬噸に書換へたる外アルベツト會社に對する條件に同じ。

13、脱退に關する協定の解釋並に實行に關する加盟國間の總ての紛争は仲裁々判に依て調停さる可きものとす。

原告は自己の調停委員を相手方に通告し相手方も亦該通告受理後 14 日以内に同様の手續を採るものとす右期間を經過するも抄らざる時は原告は巴里の國際商業會議會頭に申告し同會頭が調停委員を指名す。

14、他國の製鋼業者も本聯盟に加盟する事を得加盟に關しては總會の決議に依る。

(1) 1926 年最初の 3 ヶ月間の生産額を基礎として加盟する場合は多數決に依り

(2) 其他の條件に依り加盟する場合は全會一致に依て決す

若し半ヶ年間に於ける加盟國の總生産割當額と歐洲全産額との結合が 1926 年最初 3 ヶ月期間に於ける前記の結合より少き事 5% 以上なる時は何國にても本協約の廢棄を申出づる事を得、この場合には其廢棄は 3 ヶ月の猶豫期間經過後に效力を生ずるものとす、但し豫告は遅くとも該半ヶ年期の

經過後3ヶ月以内に發せられざる可からず、若し決定されたる總生産割當が半ケ年間13,139,000 噸に充たざる時は各加盟國は3ヶ月の猶豫期間を以て上記と同様の豫告を發する事により脱退する事を得、この場合は通告は該期間經過後1ヶ月内に發せらる可きものとす。

15. 各通告は總て文書を以て全加盟國に致す可きものにして各國名宛は次の如し。

佛 國 Comite des forges 社長宛
 ベルヂユーム 未 定
 ルクセンブルグ Arbed 社長宛
 獨 逸 Rohstahlgemeinschaft 社長宛

歐洲鋼鐵トラスト成立に關する後報 (其三) (鐵鋼協議會譯) 本記事は 11月10日聯合郵信の傳ふる所にして此摘録は一部新聞紙上に發表せる向もあれど参考の爲全文を記すれば次の如し。

◎歐洲製鋼トラスト内容

歐洲製鐵トラストの成立に關しては去る9月30日の電報により大體報道の如くである。獨逸、佛蘭西、白耳義、ルクセンブルグ及びザールの製鐵業者間にトラスト設立の目的で交渉が數ヶ月前から行はれてゐたが、種々の障碍で意外に長引き9月30日に至り漸く成立したのである。協定の内容は未だ全部發表されないが、今迄に判明した所によれば大體次の如くである。

△各國の生産割當額、各加盟國の生産割當額は次の如く決定したが、この比率は必ずしも各國の生産能力を現はすものではない。何故ならば此比率は佛蘭西及び白耳義、殊に白耳義の生産が獨逸に比し衰退してゐた期間を基礎としてゐるからである。これが爲め白耳義はトラスト交渉中終始割當額の増加を主張し遂に割當月額26萬5,000 噸より29萬5,000 噸に増加の主張が容れられた。

		トラスト割當比率	1925 及 26 年平均生産高比率
獨	逸	43.50	49.4
佛	蘭 西	31.19	27.2
白	耳 義	11.56	10.0
ル	クセンブルグ	8.55	7.6
ザ	ー ル	5.20	5.8
合	計	100.00	100.0

トラストの協定期間は5ヶ年であるが、この間に於ける總生産高は約2,760萬噸より3,060萬噸の間とし、この生産販賣額は毎年之れを定め、實際の販賣額は3月毎に之れを調査する事になつてゐる。但し假令總生産額が3,060萬噸に増加されても、白耳義の割當額のみは増加されない。

△新トラストの特色、新トラストの特色とする所は(イ)各國の共通の資金としてトラストに對して生産額1噸に付1弗を支拂ふこと、(ロ)生産額が割當額を超過した場合は超過額1噸に付4弗を支拂ふ事(ハ)及び生産額が割當額以下に減少した場合にはトラストより減少額1噸に付2弗貰ふ事になつてゐる事である。この決算は毎年行ひ、資金に残金があれば生産割當額の比率によつて各

國に分配し、又共通資金に當てる右噸當りの納入金は多數決により増加出来る様になつてゐる。賣り値設定に就ては何等協定を見ない。唯各國は相互に他國の内地市場を尊重するとの協定が出来た位の事である。然し第一の目的が達せられたら何れ又新しい協定を作るであらう。

△他國との關係 新トラストの成功如何は主として各加盟國の製鐵組合の團結如何に懸つてゐるが、各組合は組合員の協定違反とかトラストに加入してゐない製鐵會社の競争等に依り基礎を脅かされる懸念がないでもない。然し他國との競争は賣り値を不當に引上げない限り其の憂ひはない。チェツコ。スロヴァキヤ、オーストリア、ポーランド及ポーランド領上部シレシアは特別の協定により將來トラストに加盟するものと豫期されるが、然し之がために現在の生産割當に障礙を來すやうな事はあるまい。英國、瑞典、スペイン及び伊太利はトラストに加盟する必要はないと言はれてゐる。何となれば右諸國は何れも自國の生産高以上に鋼鐵を消費してゐるからである。又米國は同國の相場が大體高いので問題にならない。然し今回の協定は粗鋼にのみ關するものであるから、若し粗鋼以外の協定を行ふ様になれば右の諸國も加入しなければならぬ。

△トラスト今後の方針 新製鐵トラストの會長マイリツヒ氏 (Mayrisch)はトラストの目的に關し 10月 13 日伯林で次の如き聲明書を發した。

1. 英國の態度に就て 英國は製鐵會社が合同に都合の良い様に組織されてゐないのと、合同に必要な一致と言ふ事を缺いてゐるので例へ炭坑罷業が解決してもトラスト加盟は頗る難事である。故にトラストとしては鋼鐵の賣り値を英國の生産費以下に下げる様にしなければならぬ。
1. トラストの將來に就て トラストの眞價は獨佛通商條約締結後でなければ判らない。將來トラストのなすへきは加盟國間の繫争を避けるやうにする事と金融部の設立である。加盟國間の繫争に就ては瑞西を仲裁者としたら何うかと言はれてゐる。又金融部設立に關しては和蘭に事務所を開設せんと計畫がある。
1. 賣り値の方針に就て トラストは各社をして毎月規則的に鋼鐵を賣らしめる様にする丈で相場に就ては各社は全く自由である。
即ち各社の割當を按配するため各社は其の生産販賣額をトラストに示せば足るのである。然しながら餘り法外な賣り値を唱へ賣れ行を減退せしめる様な事があれば、適當な方法を採用する積りである。

大正 15 年 11 月 16 日 鐵 鋼 協 議 會 譯

歐洲に於ける國內及國際的カテルの叢生 (アイアンエンド、コールドレードレヴェー)

一、獨乙、佛蘭西、ルクセンブルグ協約 最近佛國及ルクセンブルグより一定量の半製品を獨乙に輸入する所謂ルクセンブルグ協約が效力を生ずるに至れり而して其量は獨乙國內の消費量に比例して増減するものにして即ち佛蘭西は其消費量の 3.75%ルクセンブルグは 2.75% を供給する規定なり而して若し此の量が全部販賣されざる場合は其殘高は獨乙鋼材シンデケートが引繼ぎ處分す可きものとす値段は獨乙國內相場を標準とす。

二、鉄鐵に関する協約 鉄鐵に関する歐洲協約は今週中にエツセン或はデュツセルドルフに於て調印される可し會合が1週間延期せるは佛蘭西國內の鉄鐵業者仲間の協約を纏めしめんとせしに外ならず。

三、國際的鋼管シンデケート 之は今や既に成立し (a)獨乙 (b)チェツコスロバキア (c)ポーランド (ビスマルク、ヒュツター) (d)佛蘭西ベルヂユーム及ザール (e)ハンガリー (ブタペストノマンフレツドワイス工場) の5屬團を包含せり而してこのシンデケートは“ABISE”の名に依て呼ばる即ち ABISE (A より E迄) の意なり假事務所をデュツセルドルフに設くイタリー及スペインは生産額小なるを以てシンデケートは之を包含するの意志なけれども英國が本シンデケート成立の根本義賛成するとせば其加盟を希望せり。

四、フランス、ベルヂユーム、ザールの鋼管シンデケートは、ベルヂユームの鋼管工場は殆んど全部が佛蘭西の同種工場の支工場にしてザール鋼管工場は主として佛蘭西の出資なるを以て基礎を之の點に置けり。

五、佛蘭西鉄力製造業者のシンデケート、之は下の6系統よりなる。

- 1) The Forges de Chatillon Commentry et de Neuves-Maisons.
- 2) Etablissements Metallurgiques de la Gironde at Bordeaux.
- 3) The Forges de Hennebont at Hennebont.
- 4) The Forges de Gueugnon.
- 5) Yes Petits-Fils de Franoois de wendel.
- 6) Yes Usines de Redange-Dilling (saar.)

これ等の6製造業者は皆鉄力をロールシメツキのみをなす工場は之に加盟せず。

六、歐洲製鋼トラスト成立し今や東歐各國の同業者を加盟せしむ可き件に付論議されつゝあるも協議開催の日取等は定かならず、只之の問題に關してはオーストリアの製鋼業者がトラスト成立前に於てこれに加盟する希望を以て獨乙インゴツト、シンデケートに親近し來りし事實ありし外、交渉なしざればトラスト側より契約草案其他詳細書類をオーストリアに手交し同國が豫め割當等に關し腹案を作成するに便せり而して最近オーストリア、チェツコ、スロバキア及ポーランドの各工場に依て協議委員會が組織されこれがトラストと交渉する事となる可く而して先以てルクセンブルグのメーリツシュ氏(トラスト委員長)と協商する事となる可し、又ルクセンブルグよりの別報によれば東歐製鋼業者の代表はトラスト加盟に關し既に正式協議を開始せりと云へり。

七、軌條業者結合 伯林よりの報告によれば軌條業者は ERMA (European Rail Makers Association) 組織に關し尙詳細の協約をなし調印を結了する爲本週中に代表者の會合をなす可く英國代表者も出席を約束せりと云へり。

八、鋼索シンデケート ハーゲンに於ける鋼索シンデケート成立し其賣値を低下せり而して定價表中

の値段に對する値引率は鋼索に對し 25% にして捲揚用鋼索に用ふる鋼線は 22.5% 輸出品用鋼線に對しては 30% とせり。

ベルヂューム、獨乙、オランダの鋼線及鋼線製品業者の會合はブラツセルにて行はれたれども其協議は毎月市況及市價に就て打合する例會の外に出でざりき而して此種の値段協定を上記の3國の外佛蘭西同業者にも及ぼさんとの希望あるも來週巴里にて開催さる可く傳へらるゝ會合も實現するや否や定かならず。

佛蘭西同業者は世界市場に於て鋼線製品販賣競争をなす必要なしと云へるも時々輸出市場に莫大なる數量を提供し市場を攪亂する事夥し。

而して上記の値段協定組合をシンヂケートの形に変更せんとする企てあれども未だ具體化せず蓋し中間製品たるワイヤロッドのシンヂケートなき事を非常に不便とせるが如し。

大正 15 年 11 月中旬 鐵 鋼 協 議 會 譯

英國と歐洲鐵鋼トラスト (10月22日附在英松山商務書記官報告) 獨、佛、白、ルクセンブルグ4國鐵鋼トラスト成立は、英國斯業者は勿論、各方面に至大の注意を喚起し、其成行に關しては深甚なる注意と興味を以て觀望を怠らざる有様なり。

由來歐洲鐵鋼業に關する此種聯合運動は、戰後間もなく最初は聯合國間に次で英、獨及大陸鐵鋼國間に提稱せられたるものなるが、(一)斯業間の國內統一の困難(二)爲替下落の競争(三)政治的不安の事由に依り進行せざりしものなり。然るに最近3年斯業は一般經濟界沈退資金の欠乏、造船界の不振に依り、鐵鋼需要減退に際し、生産高急増したるを以て、鐵鋼國內の競争を激成し、自殺的不況を招來し、之が對策なき以上、救濟の道なきを感ぜしむるに至れり。されば歐洲諸國は自衛上從來の行懸を捨て、歩寄り提携の態度に出で、獨、佛、白、ルクセンブルグ4國は過去數箇月に亘り、鳩首協議の結果、今回の成立を見たるものなるが、此種聯合運動は佛國前商務大臣 Loucheur 等獨、佛主要人物を中心として、他重要産業及通商上にも擴張せられんとする折柄、本トラストの成立せるは斯業が最重要産業たる丈夫れ丈英國人の注目を惹きたるは理の當然とする處なり。

目下英國鐵鋼業は石炭罷業に依り一般經濟界不振の影響を受け需要減少せるも、燃料高に市價大に漸騰の趨勢に在りたれば、トラスト成立後と雖見立ちたる騰貴を見ず、大陸物相場を觀望して大體に準調維持の状態にあるも、英國鐵鋼生産高は本年5月石炭罷業以來、平均額の10%内外に止り、常態と謂ふを得ざる有様なり。而して英國一部斯業者は、今後右トラスト成立により、歐洲鐵鋼の輸出價格騰貴し、其生産高制限せらるべきを以て、英國の海外市場に於ける競争力は却て増加せられ、有利なる結果あるは和蘭護謨業者が英國の護謨輸出制限に依り、漁夫の利を占めつゝあるが如しと謂ふ向あるも、多數の觀測に依れば右の如き利益は一時的にして、今後右トラストが有効に維持せらるゝものとせば、其結果は當然英國を壓迫するに至るべく、之が爲めに英國の需要する大陸半製品の價格を高め、英國海外市場に對し、大陸諸國と財政的共助販賣協定策に出で、以て英國に當ることなしとせ

ざれば、英國斯業者は十分なる用意なかるべからずとなし居るものゝ如し。然らば英國が大陸諸國の壓迫を避くる必要上、トラストに加入し得るやと謂ふに、。トラスト側に於ては右成立前より英國の加入を勧誘し、今尙門戸を開放して英國の加入を希望し居る事情なれば、其加入は極めて容易なるやに觀測せらるゝも、英國斯業者が其加入を躊躇する理由は他に在るなり。

(一)トラストの直接の目的は、生産及海外市場に於ける競争制限に在り、原料品及原料輸入に對し、製造品の輸出を以て生命とする英國が、其最重要産業の一たる鐵鋼業の海外輸出を制限せらるゝが如きは、トラストに加入するは自繩自縛の結果となるべし。

(二)從來の經驗上此種トラストは American Steel Corporation 又は German Coal Syndicate の例もあり、海外に在りては英國品に對し想像されたるが如く大なる壓迫を加へ得るものにあらず。

(三)過去に於ける英國産業通商發達の基礎は、個人的努力經驗の結晶なり。されば英國がトラストに加入するが如きことゝならば、其美點は甚しく侵害せらるべし。

(四)英國鐵鋼業は大小會社が特種の歴史的基礎の下に群立して統一なし。

されば之を國內的に統一するは一朝一夕の問題にあらず、幾多の困難支障あるを以て、豈や國際的聯合に参加するが如きは到底不可能なり。

以上の理由に依り英國斯業者がトラストの競争を豫期するも、之が加入は英國の採る道に非ざるやに觀測し居るものゝ如し、されど將來トラストの進展豫期の如く有效なりとせば、英國は大陸の壓迫より免かるるを得ざるべく、之に刺戟せられて英國斯業者の最初に採る方策は加入にあらずして、國內斯業の統一生産力の集中生産費の低減方法に出づるものなるべしと觀測せらる。

○歐洲大陸鋼鐵半製品の英國への輸入額 (數量單位千噸、價額同千磅)

	獨逸		佛國		白耳義		合計 (其他を含む)	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
1923年	15	81	161	1,096	201	1,430	418	2,988
1924年	78	447	197	1,312	339	2,479	704	5,065
1925年	27	172	260	1,625	286	1,849	650	4,315
1926年 自1月至9月	53	361	209	161	281	1,621	585	3,565

歐洲鋼鐵トラスト組織 (10月16日附在英・松井大使報告) 近來歐洲諸國の工業が頗る増進せるに拘らず一般消費者の購買力之に伴はず、爲に生産過剰を來し、製造業者間に激烈なる競争起り、一般に經營困難の傾向あるに顧み、各工業は自衛上國內及國際トラストを組織し、生産調節、能率増進等を計らんとする風潮漸く顯著なるものあり。此種既存のトラストも尠からざるが、客年未成立の歐洲國際鋼鐵トラストの如きは其最重要なることを俟たず。

本トラストは佛、獨、白及ルクセンブルヒ諸國の鋼鐵トラスト各政府承認の下に加入し居り、協定の内容は發表せられざるも、當方面に報道せられたる所を綜合するに歐洲に於ける斯業を組織化し、生産の制限及輸出市場の割當を行ひ、且國內市場相互不可侵の主義を取り、差當り現産額の標準とし

てトラスト全體の年産總額を 27,587,000 匁に制限し、之を佛 3:119、獨 43:50 白 11:56 ルクセンバーク 8:50 ザール 5:25 の比率にて割振り、又以上年産總額は需要に應じ増加し得ることとし、此場合に於ける比率をも定め居り、10月1日以降5箇年間效力を存續するものなるが如し。

上協會が現産額を標準として居る結果、現に國內生産能力の 70 %のみを使用し居る獨逸は 90 %を動かし居る白國に比し、比率割當上不利益を蒙り、又白國側にては比較的有利なる上比率に依るも、尙本トラスト加入の結果、現在の作業の一部を停止するの止なきに至るべしと報ぜられ居り、是等事情は孰れも本トラストが生産制限上即時大なる効果を擧げつゝあるを示すものと言ふべく、尙致須國及波蘭は今後本カルテルに参加の了解あるものゝ如く、英國及瑞典は之に與らず、英國當業者は参加の交渉を受け、殊に將來佛國側が本トラスト内に政治的勢力を引入れ、横暴を働く恐れ絶無に非ざること気付ける獨逸側は、熱心に其勧誘に努めたるやに傳へらるゝも、英國は結局未段敘述の如き諸般の考慮より自發的に局外に立ちたるものと思はせらる。尙10月10日ロムセーに於ける英獨實業家の會見に於ても、此問題に觸るゝ所ありたるが、結局獨逸側は英國斯業が國際トラスト加入の前提たる國內組織を缺き居る事情を了解せるやに傳へられ居れり。

本トラスト成立が當國斯業に及ぼす直接の影響を見るに、元來當國が大陸より輸入する鋼鐵の量は遙に大陸の輸出を超過し居る現状にて、精製鋼鐵業者にして大陸に半製品の供給を仰ぎ居るもの尠からず、是等が今後半製品價格の昂騰に悩むべきは想像に難からざると共に、輸出價格の變動を少しく且之を少くとも大陸内に於ける販賣價格よりも低下せざらしめんとする如きトラストの存在が勞銀其他生産費の高きに苦める當國斯業の利益たる一面も存すべし。

次に本トラスト参加の得失に付論議せられたる所を見るに、

(イ)工業立國を主義とし、食料品等に輸入を仰げる關係上、輸出貿易に依頼すること孰れの國よりも大なる當國が、トラスト参加の結果不充分なる生産比率の割當を受け、又参加國々内市場相互不可侵等の爲、輸出貿易の自由を制限せらるゝ如き危険を生ずることは忍容し得ず。

(ロ)當國には自由通商の根底深き傳統あると共に、議會には消費者の利益有力に代表せらるゝあり、從來一般にトラスト思想に對し根強き反感を有す。

(ハ)米國スチール。コーポレーション又は獨逸石炭シンヂケート等の如き強力なるトラストに對抗して、從來當國の聯合的組織なき斯業が、競争上必ずしも遜色なかりし事情に徴するに、他國のトラスト組織は別段恐るゝに足らず、却て國際的組織の下にては當國商工業繁榮の基礎たる個人の精力勉強は萎縮すべし。

(ニ)當面且最大の支障として、國際トラスト参加の前提條件たる國內トラストの組織當國には全く缺如し居れり。

等の理由にて、参加の不能を主張するものあると共に、他方當國の一般工業が箇々分立して組織協力を缺き、設備も日進月歩の科學を應用する餘裕なく、徒に舊套を墨守しつゝあるのみならず、現代

工業界の趨勢は分立對峙せる各種の工業を結合して、大規模の組織的經營に移すに非ざれば、成績を擧げ得ざることを明示し居り、今や當國工業組織は一新を要する時期に遭遇しつつあり、又市場壟斷を目的とするトラストと、製造販賣上の能率増進をも石炭の目的とするトラストとを區別する時代は既に到達し居り、現にサミュエル石炭委員會の如き輸出販賣組合組織を勸奨し居る程にて、國論必ずしもトラストに反對に非ざるを論ずるものあり。

更に本トラスト成立の裏面には、米國の大量生産に依る廉價商品に對抗する爲には結局歐洲方面に於ても、大規模の組織的經營を立つるの外なきこと明にして、本トラストにして成功せば先づ國內カルテルを組織し、漸次國際的大トラストに結合せんとする遣口は其他の工業にも適用せらるゝに至るべく、斯くて將來歐洲全體が一箇の國稅區域となるの日も來り、又米國に對抗する歐洲經濟合衆國の組織の如き必ずしも夢想に非ずとする思想が動きつゝあるやに察する者なきに非ず。

歐洲鋼材カルテル成立 (10月1日附在佛、石井大使報告) 歐洲鋼材カルテル交渉開始の経緯及成立後に於ける本邦市場の受くる影響觀測等が、其後本交渉は引續きブラツセル市に於て行はれ居たるが、愈々9月30日佛、獨、ルクサムブルグ3國側は白國側の要求を容れ、遂に本協定成立し、10月1日より向ふ5箇年間協定の比率に従ひ夫々鋼材の生産量を制限する事となりたる趣なり。

上協定の内容に付報道せらるゝ處に依れば、前記4國の年生産總量に27,587,000 匁にして、5年以内に生産量を3,060萬匁迄増加し得、而して此生産量に對する各協定國の比率は、左の通りなり。

獨逸	43.50%	白國	11.56%
佛國	31.19%	ルクサムブル	8.55%
ザル	5.20%	計	100.00%

上比率に依れば白國は毎月295,000 匁を生産し得る次第なるが、白國側に割當てられたる特定量(月産295,000 匁)は、協定國の全生産量が年3,000萬匁以上に上る場合に非ざれば、之を増加し得ざる趣なり。

尙本件4國協定と相並び、最近波蘭及致須國間にも此種協定交渉中の趣にて、行々は前者中に後者も加入せしむる意嚮なる趣なり。

國産振興會銑鐵及鋼鐵第二回特別委員會 開會日時 大正15年12月16日(木)自午後2時至同4時 場所 日本工業俱樂部 出席者 委員 河村驍君、香村小録君、鹽田泰介君、白石元治郎、理事 倉橋藤治郎君來加、議題 銑鐵及鋼鐵業の發達を圖る具體的方策 以上河村、香村の兩委員にて案を整理して理事に送達する事として散會。

製鐵所官制改正 12月21日製鐵所官制中を改正左の通り各部長の任命がありたり。

製鐵所監理部長兼研究部長を命ず	製鐵所技監	野田鶴雄
同上勞務部長を命ず	製鐵所參事	田尻生五
同條鋼部長兼工務部長を命ず	同技師	景山齊

同鋼板部長を命ず
同化工部長を命ず

技 師 永 田 五 郎
同 上 黒 田 泰 造

八幡製鐵所 11 月中銑鋼生産高

	銑 鐵	鋼 塊	鋼 材
大正 15 年 11 月	61,946 噸	85,173 噸	65,372 噸
本 年 累 計	579,677.76	—	—
前 月 比 較	+ 7,349	+ 179	+ 943

歐米列強の製鐵業 世界各國製鐵鋼業 今簡単に世界各國の製鐵鋼業の現状を説いて見る。

アメリカは、1915 年度において鐵鋼の需要多く、銑鐵に於いて 500 萬噸、鋼塊において 800 萬噸を増加し、今年もまた益繁榮に赴くものとして一段の希望に輝いてゐるやうである。

歐洲大陸では、ドイツは戦後税金負擔の過重なること、金利の高きこと、社會政策的經費の多きこと、その他種々の原因より幾多の不利があるのにかゝらず、1925 年は前年に比し銑鋼ともに約 300 萬噸を増加し、フランスは銑鐵において約 80 萬噸、鋼に於て約 60 萬噸を増加し、イギリスを凌駕して世界第 3 の製鐵國たる地位を獲得し、ルクセンブルグは多少産額を増進した。要するに歐洲大陸鐵鋼業も漸次繁榮を來しつつある。これに反しイギリスは歐洲大陸の最新設備と爲替相場の不利のために壓迫を蒙り、1924 年に比すれば鋼鐵ともに著しく産額を減少し、フランスの下風に立つに至り、輸出貿易においてはその壓迫を蒙り著しく従來の名聲を傷つけられた。又今回の總罷業によつてもかなりの打撃を受けたものと推測される次に各國の銑鐵及び鋼塊の生産額をかゝけて置く。

各國銑鐵産額(單位千噸)

	1925年度	1924年度		1925年度	1924年度
ア メ リ カ	36,350	31,077	ベ ル ギ ー	2,550	2,763
ド イ ツ	10,500	7,689	ルクセンブルグ	2,300	2,140
フ ラ ン ス	8,300	7,570	其 他 諸 國	9,309	8,347
イ ギ リ ス	6,200	7,319	合 計	75,509	66,905

鐵鋼の輸出入状態 次にかゝぐるは各國鐵鋼の輸出入表であるがこれによると、英米は戦前と比較し、輸出量は漸次減少し、ドイツは戦後一度非常に減退したが、昨年に至り著しく恢復し、佛、白は戦前に比し非常な増進を示してゐる。又輸出量の順位を見ると、1925 年においては英、佛、白、獨、米の順序であるが、輸出入差引純輸出額の順位は佛、白、獨、英、米の順序であるから、わが國の如き輸入國がいかにか歐洲大陸ものの脅威を受けつつあるかゝ頗る明瞭であらう。

各國製鐵鋼の輸出入(單位千噸)

	輸出1925年度	輸入1925年度		輸出1925年度	輸入1925年度
ア メ リ カ	1,650	825	フ ラ ン ス	3,250	170
イ ギ リ ス	3,720	2,700	ベ ル ギ ー	3,000	425
ド イ ツ	3,000	1,200	合 計	14,420	5,320

10月銑鐵市場在庫月報

大正15年10月31日現在 三菱商事株式會社金屬部

市場	持主別			合計	前月比較
	生産筋	問屋筋	消費筋		
東横	4,544	2,975	3,775	11,294	+ 1,641
京濱	—	—	3,210	3,210	+ 550
名古	3,600	3,641	2,630	9,871	+ 1,830
大屋	—	13,500	10,900	24,400	+ 930
大神	—	230	46,940	47,170	+ 2,680
阪戸	6,318	—	—	6,318	+ 1,881
門司	1,668	887	1,800	4,355	+ 2,362
長崎	—	20	160	180	+ 80
函館	—	60	160	220	+ 30
大連	9,366	5,640	240	15,246	+ 97
室蘭	17,274	—	—	17,274	- 522
釜石	3,097	—	—	3,097	- 214
兼二浦	25,376	—	—	25,376	- 2,651
	71,243	26,953	69,815	168,011	
前月比較	+ 5,006	- 1,997	- 5,655	+ 8,664	

10月銑鐵市場在荷品種別表

(概 數)

大正15年10月31日現在 三菱商事株式會社金屬部

品種	京濱	名古屋	阪神	九州	滿鮮	北海道	其他	合計
兼二浦	4,290	1,811	9,490	1,476	25,416	—	—	{ (+2,392) 42,483
釜石	1,214	1,230	2,705	30	—	—	3,097	{ (-1,467) 8,276
輪西	1,695	4,740	5,390	50	—	17,414	—	{ (-97) 29,289
漢陽	—	—	100	10	—	—	—	{ (± 0) 110
東鐵	—	—	200	—	—	—	—	{ (± 0) 200
鞍山	1,705	770	4,930	175	9,326	—	—	{ (-533) 16,856
本溪湖	880	260	32,333	1,374	5,850	—	—	{ (+3,664) 40,697
仙人	30	—	—	—	—	—	—	{ (-10) 30
Cleveland	60	80	50	—	—	—	—	{ (-110) 190
Hematite	—	—	300	—	—	—	—	{ (-50) 300
Burn	765	480	3,000	570	80	—	—	{ (+2,930) 4,895
Swedish	—	—	50	—	—	—	—	{ (± 0) 50
Bengal	15	50	750	10	—	—	—	{ (-365) 825
Tata	885	51	13,250	480	—	—	—	{ (+2,655) 14,685
雜計	2,965	400	5,290	360	50	80	—	{ (-345) 9,145
合計	14,504	9,871	77,888	4,535	40,622	17,494	3,097	168,011
	+2,191	+1,830	+5,491	+2,442	-2,554	-492	-244	+8,664